

(別紙)【補助用】

※保佐の場合、民法13条1項により、以下の範囲について同意権・取消権が付与されます。

※必要な行為にチェックしてください。

※内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に、裁判所が決めます。

同意行為目録

(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)

1 元本の領収又は利用

(具体的に定めたい場合は以下にもチェックしてください。)

- (1) 預貯金の払戻し
- (2) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証

(具体的に定めたい場合は以下にもチェックしてください。)

- (1) 金銭消費貸借契約の締結 (貸付けについては1又は3にも当たる。)
- (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為

(具体的に定めたい場合は以下にもチェックしてください。)

- (1) 本人所有の土地又は建物の売却
- (2) 本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- (3) 贈与又は寄附行為
- (4) 商品取引又は証券取引
- (5) 通信販売 (インターネット取引を含む) 又は訪問販売による契約の締結
- (6) クレジット契約の締結
- (7) 金銭の無利息貸付け
- (8)

4 訴訟行為

(相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。)

5 和解又は仲裁合意

6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割

7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認

8 新築、改築、増築又は大修繕

9 民法602条に定める期間を超える賃貸借